

新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴う対応の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から5類感染症に位置づけられることから、5月8日以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施している対応を次のとおり見直す。

なお、5月8日以降、感染対策は県が一律に求めることはなくなり、個人や事業者が自主的に取り組むものとする。

1 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部

⇒ 廃止

2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針（山口県新型コロナウイルス感染症対策本部）

⇒ 廃止

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施している県民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置

⇒ 終了・廃止

（各種措置の見直し内容）

各種措置	見直し内容
感染不安を感じる無症状の県民等に対する、薬局等での無料検査	終了
イベントの開催制限 （安全計画策定等）	廃止
飲食店に対する第三者認証制度 （やまぐち安心飲食店認証制度）	廃止 ※事業者による自主的な感染対策に移行
業種ごとの感染拡大予防ガイドライン	廃止 ※業界団体や事業者等が自主的な感染対策に取り組

4 医療提供体制等

⇒ 資料4のとおり

令和 5 年 4 月 2 8 日

新型コロナウイルス感染症の 5類変更に伴う医療提供体制等について

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 国の基本的な考え方（医療提供体制の見直し）

- 行政が関与する限られた医療機関による特別な対応から、
幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行する
- これまで対応してきた医療機関の継続に加え、
新たな医療機関の参画を促す取組を重点的に進め、
冬の感染拡大に先立ち、
対応する医療機関の維持・拡大を強力に促す
- 入院調整についても、行政による調整から、
他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、
医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行する

Ⅱ 国の対応方針①

		現 状	5 類変更後
医療提供体制	外来	診療・検査医療機関	広く一般的な医療機関 (インフル診療医療機関)
	入院	受入医療機関	全病院
入院調整		行政	原則、医療機関間
医療機関への補助		コロナ対応医療機関に財政支援	縮 小 (診療報酬、病床確保料) 継 続 (設備整備、個人防護具の確保)
医療費の公費支援		自己負担分を全額公費支援	自己負担 高額な治療薬は公費支援 (9月末まで) ※入院は最大月2万円減額 (9月末まで)
宿泊療養施設		行政が設置	廃 止 (隔離目的の施設)
サーベイランス		全数把握	定点把握 ゲノムサーベイランス継続

2

Ⅱ 国の対応方針②

		現 状	5 類変更後
ワクチン接種		自己負担なし	R 5 年度は自己負担なし 高齢者等は年2回 (春夏と秋冬)、その他は年1回 (秋冬)
基本的な感染対策	マスク着用	屋内では原則必要	屋内外を問わず個人の判断に委ねる 効果的な場面等での着用を推奨 ※3/13から適用 (学校は4/1から適用)
	その他	3密回避、換気、手指衛生等の徹底	個人の判断に委ねる 個人の判断に資する情報を提供 ・流行期に高齢者等は換気の悪い場所、混雑した場所、近接した会話を避けることが有効 ・換気や手指衛生は、引き続き有効
入院勧告・就業制限・外出自粛要請		できる	できない
療養期間 待機期間		感 染 者 原則7日間 濃厚接触者 原則5日間	な し ※感染者は、5日間外出を控えることや、10日間のマスク着用を推奨
対策本部		特措法に基づき設置	廃 止
緊急事態宣言・まん防重点措置等		特措法に基づき発令	な し

3

Ⅲ 本県の対応方針①

現行【2類相当】

1 医療提供体制	
外来	診療・検査医療機関 ・621箇所
入院	受入医療機関 ・45病院
入院調整	県（保健所）が調整
医療機関への補助	コロナ対応医療機関に 財政支援
宿泊療養施設	県が運営
自宅療養体制	健康観察 高リスク：保健所に対応 低リスク：フォローアップ センターに対応
	登録
	健康相談 生活相談 （パルス、食料等 送付）
	県が運営

5/8以降【5類】

広く一般的な医療機関 ・約1000箇所 （インフル診療医療機関：内科、小児科、耳鼻科）
全ての病院 ・139病院
原則、医療機関間で調整 ※主に中等症Ⅱ以上の患者で、医療機関による入院調整ができなかった場合は、当面、県（保健所）が広域調整を行い受入れ先を確保
病床確保料は、現行の半額 設備整備や個人防護具の確保などの支援を継続
終了
終了（自己管理）
終了
発熱時等の受診相談機能や陽性者の体調変化時の相談機能は継続（受診・相談センター#7700）
終了

4

Ⅲ 本県の対応方針②

現行【2類相当】

2 検査体制	
無料検査	・軽症者向け検査キット配布 ・感染に不安のある無症状者向け検査 （自宅送付型、薬局等） ・濃厚接触者向け検査
3 患者等への対応	
入院勧告・就業制限・ 外出自粛要請	あり
療養期間 待機期間	感染者 原則7日間 濃厚接触者 原則5日間
医療費の自己負担	自己負担なし
搬送体制	県（保健所）が実施
4 高齢者施設等における対応	
クラスター対応等	県（保健所）が実施

5/8以降【5類】

終了 （検査キットを購入して、セルフチェック）		
なし		
なし ※感染者は、5日間外出を控えることや、10日間のマスク着用を推奨		
検査	自己負担 ※他の疾病との 公平性	公費支援終了
外来 入院		9月末まで ・高額な治療薬は公費支援 ・入院は最大月2万円減額
終了（自家用車等に対応）		
各施設自ら、入院調整等を行う協力医療機関を事前に確保 ※従事者等への集中的検査は継続		

5

Ⅲ 本県の対応方針 ③

現行【2類相当】

5 サーベイランス	
感染者の把握、公表	全数把握、毎日
6 ワクチン接種	
接種費用	無料（全額公費）
接種対象者、回数	R4秋開始接種は、5/7で終了
接種体制	個別医療機関、集団接種会場
相談窓口	県がワクチン接種専門相談センターを設置
7 基本的な感染対策	
マスク着用	屋内では原則必要
その他	3密回避、換気、手指衛生等の徹底
8 その他	
県対策本部	特措法に基づき設置

5/8以降【5類】

定点把握(ゲノムサーベイランス継続)、1週間ごと	
R5年度は無料（全額公費）	
高齢者等は年2回(春夏と秋冬)、それ以外は年1回(秋冬) ・春夏(5/8～8月):高齢者、基礎疾患、医療・介護従事者 ・秋冬(9月～12月):5歳以上で2回以上接種済の全員 ※生後6カ月から4歳を含む初回接種は継続	
個別医療機関を中心	
相談センターを継続設置 FAQサイト開設（R4実証実験から本格運用へ）	
屋内外を問わず個人の判断に委ねる 効果的な場面等での着用を推奨 ※3/13から適用（学校は4/1から適用）	
個人の判断に委ねる 個人が判断できるよう国の示す情報を発信 ・流行期に高齢者等は換気の悪い場所、混雑した場所、近接した会話を避けることが有効 ・換気や手指衛生は、引き続き有効	
廃止 ※県庁内対策連絡会議により対応	

6

Ⅳ 5/8以降の基本的な感染対策の考え方等

- **日常における基本的な感染対策は、個人の判断に委ねられます**
 - ☞ 各個人の判断に役立てていただけるよう、
「手指衛生」や「換気」は有効であること
「3密の回避」が有効な場面
「マスクの着用」が効果的な場面
を県HPに掲載していますので、ご確認ください
- **感染した際の外出は、個人の判断に委ねられます**
 - ☞ **5日間は外出を控えることや10日間のマスク着用を推奨します**

7

医療提供体制の拡充等について

5類変更により、今後は、自主的な感染症対策がベースとなることから、県民に不安や混乱がないよう円滑な移行が重要

季節性インフルエンザなど他の疾病と同様に、幅広い医療機関で、安心して受診できる入院・外来体制を整備

外 来

(現 行)

- 621の診療・検査医療機関等により、季節性インフルエンザとの同時流行で想定される発熱患者（最大約8千人/日）に対応可能な体制を整備



(5/8以降)

- 身近なかかりつけ医等、広く一般的な医療機関による体制へ拡充

入 院

(現 行)

- コロナ受入病床（45病院・688床）を確保



(5/8以降)

- 県内139の全ての病院（一般病床での受入れ）による体制へと移行
 - ・第8波の最大入院患者数（1,160人/日）に対応可能な体制を整備
 - ・医療機関間による入院調整が困難な場合に、県（保健所）が入院調整を行う病床（35病院・268床）を確保し、バックアップ

自宅療養

(現 行)

- 自宅療養者フォローアップセンター（登録・健康相談・生活支援）を設置



(5/8以降)

- 発熱時等の受診相談や体調変化時の相談に応じる受診・相談センター（#7700）を継続設置

☞ 上記について、県ホームページに掲載

☆「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」の廃止後は、「新型コロナウイルスに関する山口県庁内対策連絡会議」により、情報共有や必要な対策を検討

5月8日以降の学校における感染対策について

山口県教育委員会

1 マスク着用の基本的な考え方

児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とし、感染防止対策として、マスクの着用が推奨される場面においては、着用を推奨。

2 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）

⇒ 終了

3 文部科学省で検討されている事項（4/21時点の事前の情報提供による）

(1) マスク着用以外の感染症対策

(2) 学校保健安全法に基づく出席停止期間等

学校保健安全法施行規則を一部改正することを検討

(4/22までパブリックコメントを実施)

【感染症の種類】

(追加) 学校において予防すべき感染症の種類第二種に

「新型コロナウイルス感染症」

【出席停止期間の基準】

(追加) 「新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

※ 県教委としては、今後示される国の通知を踏まえて学校の対応を検討する。